

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：四国中央市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.6%
全職員	73.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	97.6%
本庁係長相当職	98.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.2%
31～35年	95.4%
26～30年	94.4%
21～25年	91.2%
16～20年	86.7%
11～15年	85.3%
6～10年	88.0%
1～5年	92.3%

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

「任期の定めのない常勤職員」

部分休業を取得している職員の90%が女性職員であること、また、諸手当受給状況等による違いが男女の給与の差異が生じる要因と考えられる。

- ・扶養手当の受給者数割合は、男性83% 女性17%。男性職員の方が、主たる扶養者として扶養手当を受給しているケースが多いことによる。
- ・住居手当の受給者数割合は、男性68%、女性32%。男性職員の方が、住居の契約者となっているケースが多いことによるもの。
- ・管理職手当について、受給者に占める男性職員の割合は76.7%となっている。

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」

短時間勤務職員については、人員を数える単位として、週の勤務時間数を38時間45分で除して計上。

<内訳>

任期の定めのない常勤職員以外の職員	男女の給与の差異	男性	女性
再任用短時間勤務職員	94.5%	4.2%	1.7%
会計年度任用職員（フル）	81.6%	3.2%	29.4%
会計年度任用職員（パート）	87.0%	15.2%	46.3%
合 計	89.6%	22.6%	77.4%

会計年度任用職員（フル）は、男性に報酬単価の高い医師が含まれていることにより男女の給与の差異の要因となっている。

「全職員」

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は女性の割合が多く、女性全体の平均給与額が低くなり、「全職員」で見ると男女給与の差異が大きくなっている。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

「本庁部局長・次長相当職」区分には、対象者が少ないことにより特定の職員の給与が推測しうるため不記載(-)とする。

(2) 勤続年数別

部分休業取得者のうち、81%が勤続年数20年未満の女性職員となっている。

管理職手当が支給される職員の96%が勤続21年以上の職員であり、また、女性の扶養手当受給者の73%が勤続年数21年以上の職員となっている。